甲州市歴史的風致維持向上計画

日　時：令和8年8月6日　15：00～

甲州市総合教育会議資料

歴史的風致維持向上計画について

- 目的

本市は武田家の歴史、とりわけ信虎・信玄・勝頼の三代に関わる史跡や文化財が豊富であることに気付く。また、ブドウを筆頭に、モモ、スモモなどの果樹園風景が近代以降に定着したことも大きな特徴であり、農業景観、ブドウ畑の風景や、コロガキを干している風景、山裾にモモやスモモが咲きそろう風景は、全国に二つとない固有のものである。

第1 次甲州市総合計画により提唱された、自然・歴史・文化・果樹園などの文言をキーワードとして、甲州市としてのまちづくりの根幹と位置づけている。

また、景観計画を策定し、景観行政団体となったことで、歴史や風土に育まれた景観を保全していくことが重要であるとより明確になった。

武田家の歴史と深いかかわりがある神社仏閣や史跡など歴史的文化的な資源に加え、近・現代に形作られた農業景観のような資源、さらにそれらを包含する自然景観を整理し、互いに関連付けをしながら今後のまちづくりに取り組んでいく必要性が高まっている。

今後更なる一体感を醸成するため、甲州市歴史的風致維持向上計画に基づいて歴史的風致を活かしたまちづくりを展開することとした。

歴史的風致維持向上計画について

- 計画期間

  平成２９年度（2017年度）から令和８年度（2026年度）までの10カ年

- ４つの特性から取り上げた、10の歴史的風致

1.甲斐国武田家と甲州市	1-1　武田信玄の菩提寺・恵林寺の歴史的風致 1-2　熊野神社の御幸行列にみる歴史的風致 1-3　武田家終焉の地にみる歴史的風致
2.青梅街道沿いの歴史的風致	2-1　神部神社と金井加里神社の祭礼にみる歴史的風致 2-2　塩ノ山南麓の市街地の営みにみる歴史的風致
3.甲州街道沿いの歴史的風致	3-1　甲州街道勝沼宿にみる歴史的風致 3-2　大善寺の藤切り祭にみる歴史的風致
4.果樹栽培地の歴史的風致	4-1　コロガキ生産にみる歴史的風致 4-2　笛吹川水系のセギにみる歴史的風致が 4-3　ブドウ栽培にみる歴史的風致

歴史的風致維持向上計画に関する方針

1.歴史的建造物等の保存・活用に関する事業

歴史的建造物について、指定文化財は文化財保護法に基づき保存・活用を図り、指定文化財以外の建造物は調査を実施するなどして積極的な指定に努めるほか、本計画に基づき修理等への支援を実施する。

2.農業景観に関する事業

ブドウやモモ、スモモなどは市内で広く栽培されており、コロガキも近年では各所で生産されてきている。これら果樹栽培の活動が不活性化し、遊休農地が増加すると、甲州市にとっても大きな損失となる。そのため耕作放棄地の解消については、甲州農業振興地域整備計画に基づき、幅の狭い農作業道の整備を行い担い手への利用集積等を図るほか、耕作放棄地再生利用交付金などにより農地の再生を進める。

3.歴史的建造物を取り巻く周辺環境の景観保全に 関する事業

伝統的建造物群保存地区のような一体的な歴史的町並み周辺の歴史的環境と、見学者の利便性を向上させるため、甲州市景観計画などとも整合性をとりながら駐車場やトイレの設置について検討し、計画的な整備を実施する。空き家などの対策として、滅失防止や景観形成のため、居住などの本来の活用にとらわれず、まちづくり団体等と連携し、適切な利活用を図る。

歴史的風致維持向上計画に関する方針

4.歴史と伝統を反映した人々の活動を支える事業

歴史と伝統を反映した人々の活動については、担い手の育成や各種の支援策によって継承を図る。祭礼や伝統芸能の活動継承について、担い手である地区住民の意識の向上を図るため、講演会やイベントなどを通じてその重要性や地区との関連性を再認識してもらうとともに、人材の不足を補うためボランティア等による協力体制の構築に努める。

5.歴史的風致の認識向上と情報発信に関する事業

歴史的風致の認識を向上するための取り組みは、歴史的建造物付近や交通結節点等への説明板や誘導サイン等の設置を行う。説明板や誘導サイン等の設置にあたっては、景観計画との整合性をとることにより周囲の景観に配慮するとともに、デザインや色彩などの共通化を図る。

歴史的風致維持向上計画の重点区域

- ３か所の重点地区を設定し、歴史的風致の向上を目指す

１　神金地区

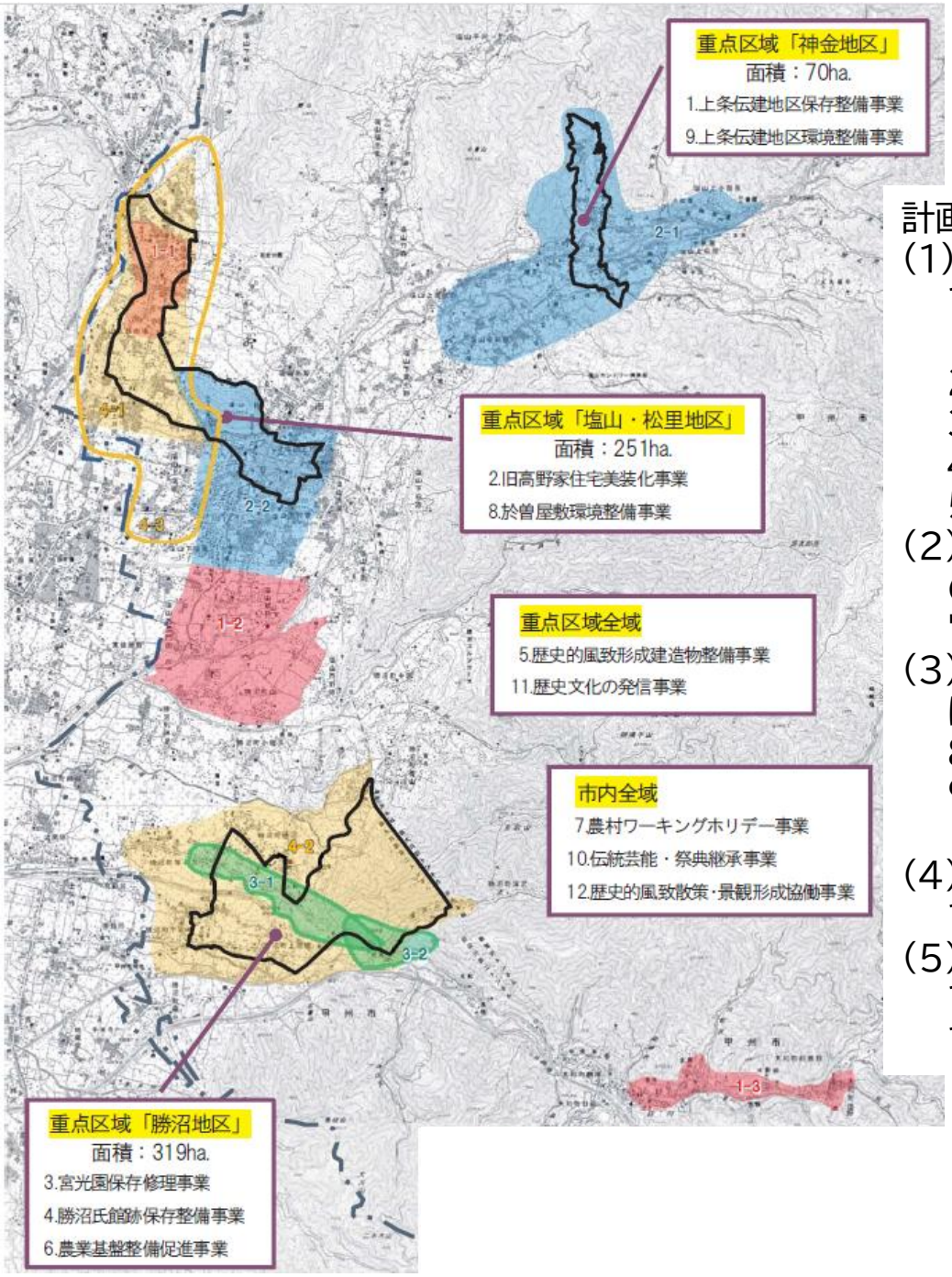
山村・養蚕集落の様相をよく伝えている塩山下小田原上条伝統的建造物群保存地区内に鎮座する金井加里神社と、重川を挟んで対岸に鎮座する神部神社の祭礼行事が交流し、山里に春を告げる風物詩として大切にされている。

２　塩山・松里地区

『古今和歌集』に詠まれた塩ノ山がある上於曽地区について、近代化による鉄道敷設と駅の設置により峡東地域を代表する中心市街地に発展したものの、歴史的建造物や祭礼行事など、激動の変化を超えて伝えられてきた歴史的風致が残されている。また、武田信玄の菩提寺・恵林寺では毎年信玄公忌の祭典が盛大に開催されており、祭典を支える檀家が集まる周囲には古いセギ（水路）と町並みが残り、秋冬には風物詩であるコロガキ干しの風景が一帯に展開する。

３　勝沼地区

近世に整備された甲州街道勝沼宿で供したブドウが名産となり、近代化に伴うワイン産業によってブドウ畑が拡大した。ブドウの発祥については大善寺に伝説が残っているほど古い歴史があり、また、大水害により耕地が流出しても、当時の先進の土木技術の投入により耕地を復活させ、ブドウ畑の景観を維持してきた。



計画時期間内

(1)歴史的建造物等の保存・活用に関する事業

1. 甲州市塩山下小田原上条伝統的建造物群保存地区保存整備事業
2. 重要文化財旧高野家住宅美装化事業
3. 旧宮崎葡萄酒醸造所(宮光園)保存修理事業
4. 史跡勝沼氏館跡保存整備事業
5. 歴史的風致形成建造物等整備事業

(2)農業景観に関する事業

6. 農業基盤整備促進事業
7. 甲州市農村ワーキングホリデー事業

(3)歴史的建造物等を取り巻く周辺環境の景観保全に関する事業

8. 於曽屋敷環境整備事業
9. 甲州市塩山下小田原上条伝統的建造物群保存地区環境整備事業

(4)歴史と伝統を反映した人々の活動を支える事業

10. 市内伝統芸能・祭典継承事業

(5)歴史的風致の認識向上と情報発信に関する事業

11. 歴史文化の発信事業
12. 歴史的風致散策・景観形成協働事業

歴史的風致維持向上計画の事業

(1)歴的建造物等の保存・活用に関する事業

1. 甲州市塩山下小田原上条伝統的建造物群保存地区保存整備事業

伝統的建造物等の買い上げや修理・修景などを行い、所有者が実施する修理等と合わせ、伝統的建造物群保存地区の歴史的景観の整備を図る

2.重要文化財旧高野家住宅美装化事業

傷みが目立つ巽蔵、文庫蔵などの附属屋や、附指定の建造物(地実棚、裏門)の外観修理を行う

3.旧宮崎葡萄酒醸造所(宮光園)保存修理事業

ワイン産業黎明期の遺産として、未修理の東三番蔵等の附属屋や煉瓦　煙突の保存修理を行い、屋敷構えを整えるとともに、情報発信の拠点として整備する

4.史跡勝沼氏館跡保存整備事業

整備後20数年が経過し、傷みが随所にみられるため、計画的に再整備を実施するとともに、土地の公有化、未調査地の発掘調査などを実施し、史跡の整備を行う

5.歴史的風致形成建造物等整備事業

市が指定した歴史的風致形成建造物について、適切な修理・修景を行い公開・活用する

歴史的風致維持向上計画の事業

（2）農業景観に関する事業

6. 農業基盤整備促進事業

営農環境や作業効率を改善し、農業の担い手への農地利用集積を促進するため、農道など基盤整備を促進し、生産性の向上及び安定を図る

7. 甲州市農村ワーキングホリデー事業

多くの人に多種多様な農業支援をしてもらうことで、農業景観の保全や定住促進を図る

（3）歴史的建造物を取り巻く周辺環境の景観保全に関する事業

8. 於曽屋敷環境整備事業

県指定史跡・於曽屋敷の民有地の公有化と発掘調査等を実施し、史跡の保護保全に努めるとともに、周辺にトイレや駐車場等の公益施設を配置し、歴史公園として利活用を図ることにより、北側にある甘草屋敷との回遊性を高める

9. 甲州市塩山下小田原上条伝統的建造物群保存地区環境整備事業

駐車場やトイレなどの公益施設の整備を行い、地区内の環境を整えるとともに、見学者の利便性を高める「

歴史的風致維持向上計画の事業

（4） 歴史と伝統を反映した人々の活動を支える事業

10. 市内伝統芸能・祭典継承事業

伝統芸能・祭典を支援し、後世まで継承されるよう図る

（5）歴史的風致の認識向上と情報発信に関する事業

11. 歴史文化の発信事業

重点区域内にある名所・旧跡を見学しやすいように、案内・誘導の公共サインや説明板等を設置する

12. 歴史的風致散策・景観形成協働事業

解説を加えながら散策することや、協働作業を通じて、参加する人々の理解や郷土愛を深める

２次計画策定の経過

令和７年５月　歴史的風致維持向上計画協議会
第２期計画の策定をしない方向で検討していく事を報告

令和７年７月　市の方針として２期計画を策定しない方針を決定

令和８年３月　令和８年度「景観・歴まち2.0」改正
地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律運用指針

令和８年５月　歴史的風致維持向上計画協議会
２期計画の策定について法改正の内容を精査し再度の検討を要望

令和８年７月　２期計画の策定に方針転換の検討実施を決定
法改正の内容と市の方針との整合性の確認

「策定見送り」から「継続した展開」へ

- 計画終了時の懸念と課題

◆行政主体の事業負担

財政状況や専門職員の不足ににより市が直接行うハード整備を中心とした事業の継続が困難視されていた

◆改革枠組みの制約

従来の計画では、行政が実施する公的事業しか位置づけしづらく、地域活動や民間活動を十分に反映できなかった

- 令和８年法改正によるブレイクスルー

◆官民連携による事業推進

法改正により、民間事業者市民団体、DMOの「自主的な取り組み」を計画内に正式に位置付けられるよう変更

◆持続可能な体制構築

行政単独の負担から、官民共同のエリアリノベーションへ移行できることとなった

「景観・歴まち2.0」改正の全貌

【改正分野①】歴史まちづくりの裾野拡大

1. 文化財要件の緩和と柔軟化
   - 変更前　重点区域指定には「国指定」文化財が必須であった
   - 変更後　市指定文化財や国の登録有形文化財（ワイナリーや古民家群）なども対象に含まれ、地域主体の柔軟な計画づくりが可能となった

2. 歴史的風致を構成する「建造物」の拡大
   - 変更前　歴史的建造物には必ず「工作物」が存在する必要があった
   - 変更後　必ずしも建築物や工作物が無くても、人為的な改変が加えられた土地（生きた産業用地、庭園、遺跡地等）も建造物と同等に位置付け可能になった

「景観・歴まち2.0」改正の全貌

【運用指針改正】歴史的風致の要件アップデート

1. 活動期間の要件緩和
   - 古くから続く歴史的な祭礼行事だけでなく、歴史的建造物を活用した継続的なイベント、観光用の公開、日頃の維持管理活動、人物の顕彰活動も認定対象へ拡大
2. 官民連携事業の正式位置づけ
   - 市町村が実施する公的事業のみならず、民間事業者、DMO、市民団体等の自主的取り組みも「計画書」に位置付けられ、公的支援の対象となり得る構造へ変更
3. 観光行政との連携強化
   - 単なる「保存・伝承」にとどまらず、インバウンド誘致や体験型コンテンツとの連動により、地域外からお金を呼び込む「稼ぐ歴史まちづくり」を促進

「景観・歴まち2.0」改正の全貌

【改正分野②】エリアリノベーションによる景観再生

◆民間を主役にする「景観法」の新制度

- 景観整備推進法人の指定拡大

  民間企業（リノベーション会社等）を「景観整備推進法人」に指定でき、民間の資金ろノウハウを呼び込む

- 「協定制度」の創設

  推進法人等が所有者と協定を締結し、所有者に代わって歴史的建造物群の連鎖的な改修・利活用を行う仕組みを構築

- 面的なエリア活性化

  点での文化財保存から、通りや地域全体をカフェや宿（アルベルゴ・ディフューソ等）として一体再生する投資環境を整える

※ アルベルゴ・ディフューソ：イタリア発祥の観光まちづくり手法で、集　落や街の空き家を改修して客室にし、地域全体を一つのホテルとみなす「分散型ホテル」のこと

「景観・歴まち2.0」改正の全貌

【改正分野③】都道府県の関与と広域景観保全

◆広域的な景観行政団体間の連携

- 自治体間連携の活性化

  複数の市町村にまだがる歴史街道や河川、葡萄畑の景観を一貫して保全・活用するため、関係市町村間での連携協調制度が強化された

- 統一感のあるブランド価値

  近隣自治体と足並みを揃えた広域なストーリー発信（例：甲州街道沿いやワイン街道全体の景観形成）が可能になる

◆都道府県による調整機能拡大

- 都道府県の果たす役割

  市町村単位での解決が難しい広域的な景観計画の調停や、技術的なサポートを行う役割が都道府県に明記された

- 広域インフラとの調和

  県道や主要河川など広域インフラと地域の歴史的景観の調和を、都道府県の調整下で一体的に進められるようになる

「景観・歴まち2.0」改正の全貌

- 改正ポイント総括比較表

法律分野	改正項目	従来の制度・指針	改正後の内容 （景観・歴まち2.0）
歴史まちづくり法 （裾野拡大・柔軟化）	対象文化財の拡大	国指定・選定の文化財（重文等）が必須	市町村指定文化財や登録有形文化財も対象
	歴的建造物の対象	工作物（建物など）の存が必須	人為的に改変された土地も対象（工作物不要）
	歴史的風致活動	古来の祭礼・行事などを主に想定	日常の維持管理や建造物を活用したイベント等も含む
景観法 （ｴﾘｱﾘﾉﾍﾞ・広域）	民間投資と協定	所有者本人による個別修景が中心	推進法人が所有者に代わり連鎖改修する協定制度を新設
	広域景観の保全	市町村単独での景観計画・保全が主体	市町村連携の強化と、都道府県の調整機能拡大

２次計画策定に向けたロードマップ

- 方針転換

  令和8年3月の国の法改正（文化財保護法及び歴史まちづくり法関連の運用指針改正等）を受け、本市における「歴史的風致維持向上計画（歴まち計画）」方針転換を行った。

- 今後の策定方針

  現行の第1期計画（平成29年度～令和8年度）を**1年間期間延長し令和9年度まで**とする

  令和9年度に法改正の趣旨を最大限反映した次期計画を策定

年度	主要プロセス・行政手続き
令和8年度 **(現行延長・準備)**	・国（主務3省）に対する「第1期計画の1年延長」変更申請・変更認定手続き ・令和9年度第2期計画策定委託予算の確保 ・庁内検討組織の立ち上げと移管準備
令和9年度 **(策定・体制確立)**	・第2期計画策定業務の民間委託（公募型プロポ等） ・改正法を反映した新計画の策定工程（詳細は後述） ・国（主務3省）との事前相談・認定申請
令和10年度～ **令和19年度** **(第2期計画 運用期)**	・第2期甲州市歴まち計画の運用開始（10カ年） ・計画に基づく各ハード・ソフト事業の実施 ・毎年の進行管理・評価の実施と国への報告、計画公表

２次計画策定に向けたロードマップ

① 準備・調査フェーズ（4月～6月）

仕様書作成・プロポーザル選定（4月～5月）
計画策定業務を公募型プロポーザル方式により委託する

【法改正反映】歴史文化資源の再悉皆・抽出調査（5月～6月）
改正により「登録有形文化財」や「地方指定文化財」等が柔軟に活用可能となったため、市内の未指定歴史建造物や国登録有形文化財（ワイナリー施設等）の現状を再確認。
「活動」の定義緩和に伴い、伝統行事だけでなく、地域に根差した継続的な歴史観光イベントや市民活動（ワイン文化等）を網羅的に抽出。

２次計画策定に向けたロードマップ

② 骨子策定・意見聴取フェーズ（7月～10月）

【法改正反映】「歴史的風致」の再定義・区域の検討（7月～8月）

市特有の「果樹栽培・ワイン醸造の産業歴史」や「武田氏ゆかりの歴史」を新制度に基づいて、より魅力的にパッケージング。

歴史的風致形成建造物の指定候補（登録有形文化財等）の選定。

歴史的風致維持向上協議会の設置・開催（8月・10月）

学識経験者、地元関係団体、市民代表による協議会で計画の方向性について審議。

関係部局・市民意見の反映（9月）

市長部局（観光・商工・都市整備部局）との横断的ワークショップの開催（インバウンドや都市景観計画との整合性確保）。

２次計画策定に向けたロードマップ

③ 国・庁内協議および計画完成フェーズ（11月～3月）

国（主務3省：国土交通省・文化庁・農林水産省）との事前協議
（11月～12月）
国の改正ガイドラインに即した内容になっているか、綿密な事前調整・段階的確認を実施。

パブリックコメントの実施（12月）
市民から広く計画案に対する意見を募集。

協議会での最終合意および本申請（1月～2月）
協議会での最終承認を経て、国へ本認定申請を実施。

第2期計画の国認定・公表（3月）
市長部局への進捗管理引き継ぎの実施。